「金利スワップ取引の清算業務に係る制度要綱」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

弊社では、金利スワップ取引の清算業務について、その要綱を本年３月１日に公表し、３月３１日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、１件のコメントが寄せられました。お寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する弊社の考え方は以下のとおりです。

コメントの概要	コメントに対する弊社の考え方
・　特定の会社がＩＲＳ種類株式の過半数を所有する場合、取締役選任はＩＲＳ種類株主総会で過半数の普通決議で選任することが可能であることから、理論的には当該特定の会社を出身母体とする取締役を就任させることが可能となり、参加者の意見等が反映されにくくなるのではないか。	・　取締役の選任は最終的にはＩＲＳ種類株主総会の決議によるものとなりますが、当該取締役候補者はＩＲＳ運営委員会において推挙されることとなっています。ＩＲＳ運営委員会の委員は、すべてのＩＲＳ種類株主である清算参加者と東京証券取引所が想定されており、決議の方法は出席した委員の過半数による決議となっていることから、参加者の意向が反映されるよう、制度設計されております。

以　上